

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第288号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表保健医療課の項中「動物愛護係長」を「動物愛護係長 事業推進係長」に改める。

第6条生活衛生課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 消毒営業取締条例施行規則（昭和25年京都府規則第5号）による事務に関すること。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)